

議案第61号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(休館日)</p> <p>第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が休日である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））</p> <p>(2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日</p>

土曜日又は休日でない場合に限る。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2～4 略

(その日が日曜日又は休日である場合を除く。)

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日ま
での日

2～4 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。